

～ ご利用料金表 ～

<令和6年4月1日現在>

○介護保険の自己負担割合が1割の方

	負担段階	利用者負担額 (1割)				食費 (日額：円) ③	居住費 (日額：円) ④	おやつ代 (日額：円) ⑤	小 計		30日 月額合計 (円) [A]+[B]
		単位 (基本サービス費)	基本サービス費 (円) ①	加算分 ※1参照 (円) ②	(月額：円) [A] ①+②				(日額：円) ③+④+⑤	(月額：円) [B]	
要介護1	第1段階	670単位 (680円/日)	20,400	3,600	24,000	300	820	100	1,220	36,600	60,600
	第2段階					390	820		1,310	39,300	63,300
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	85,800
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	107,100
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	162,000
要介護2	第1段階	740単位 (751円/日)	22,530	3,600	26,130	300	820	100	1,220	36,600	62,730
	第2段階					390	820		1,310	39,300	65,430
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	87,930
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	109,230
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	164,130
要介護3	第1段階	851単位 (827円/日)	24,810	3,600	28,410	300	820	100	1,220	36,600	65,010
	第2段階					390	820		1,310	39,300	67,710
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	90,210
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	111,510
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	166,410
要介護4	第1段階	886単位 (899円/日)	26,970	3,600	30,570	300	820	100	1,220	36,600	67,170
	第2段階					390	820		1,310	39,300	69,870
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	92,370
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	113,670
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	168,570
要介護5	第1段階	955単位 (969円/日)	29,070	3,600	32,670	300	820	100	1,220	36,600	69,270
	第2段階					390	820		1,310	39,300	71,970
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	94,470
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	115,770
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	170,670

*利用者負担額は単位数×地域区分単価(野洲市=10.14円)で算出しています。計算上、数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目の内訳 (注：算定要件に該当しなくなった場合は、対象とならない月が発生します)

加算項目	1日料金	加算内容
看護体制加算Ⅰ(4単位)	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ(8単位)	9円/日	Ⅰの要件に加えプラス1名以上常勤の看護師を配置し、かつ協力病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ(18単位)	19円/日	基準を上回る夜勤職員配置をしている場合
日常生活継続支援加算(46単位)	47円/日	重度者と認知症高齢者が新規入所者の一定割合以上を占める、また入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ(40単位)	41円/月	入所者の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画の見直しや情報を活用している場合に算定

注1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ：1ヶ月の総単位数に介護職員処遇改善加算として8.3%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。

注2) 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ：1ヶ月の総単位数に介護職員特定処遇改善加算として2.7%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。

注3) 介護職員等ベースアップ等支援加算：1ヶ月の総単位数に介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	金額	加算内容
科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位)	51円/月	入所者の状況に係る基本的な情報に加え疾病及び服薬の状況等も厚生労働省に提出し、計画、実行、評価、改善のサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を整えている場合に算定
初期加算(30単位)	31円/日	初めて入所した場合に30日以内の期間について算定。また、30日を超える入院の後に再び入所した場合も同様
安全対策体制加算(20単位)	21円/日	当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合に、入所初日に限り所定単位数を算定する
経口維持加算Ⅰ(400単位)	406円/月	入所者に、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画にしたがい、食事の観察(ミールランド)を週3回以上行い、入所ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等をする。
口腔衛生管理加算(110単位)	112円/月	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活が営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。
外泊時費用(246単位)	250円/日	入所者が入院または居宅等へ外泊される場合は1か月に6日を限度とし通常の利用料にかわり算定する
療養食加算(6単位×3食)	19円/日	医師の発行する食事箋に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合
ADL維持加算Ⅰ(30単位)	31円/月	ADLについて入所者への評価を6ヶ月ごとを実施し、厚生労働省へ情報を提出している場合に加算する算定
栄養マネジメント強化加算(11単位)	12円/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な情報を活用している場合に算定する
褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位)	14円/月	継続的に褥瘡管理に関する情報を厚生労働省に提出し、適切かつ必要な情報を活用している場合に算定する
排泄支援加算Ⅰ(10単位)	11円/月	排泄介護が必要な入所者に支援計画を作成し、支援を継続して実施する
個別機能訓練加算Ⅰ(12単位)	13円/日	入所者の生活維持・向上を目的とした評価・計画・訓練を提供する事で算定する
個別機能訓練加算Ⅱ(20単位)	21円/月	個別機能訓練加算Ⅰの要件に加え、厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報を活用している場合に算定する
看取り介護加算		
死亡日以前31～45日以下(72単位)	73円/日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した入所者について、本人及び家族とともに医師、職員等が共同でその人らしさを尊重した看取り介護を行った場合
死亡日以前4～30日(144単位)	146円/日	
死亡日の前日・前々日(680単位)	690円/日	
死亡日(1,280単位)	1,298円/日	

□ その他の料金

項目	料金	項目	料金
理美容代	2,200円～/回	食事代 朝食	450円/食
複写物交付手数料(コピー代含む)	10円/枚	昼食	750円/食
電化製品持ち込み料(1台あたり)	55円/日	夕食	600円/食

～ ご利用料金表 ～

<令和6年4月1日現在>

○介護保険の自己負担割合が2割の方

	負担段階	利用者負担額 (2割)				食費 (日額:円) ③	居住費 (日額:円) ④	おやつ代 (日額:円) ⑤	小 計		30日 月額合計(円) 【A】+【B】
		単位 (基本サービス費)	基本サービス費 (円) ①	加算分 ※1参照 (円) ②	(月額:円) 【A】①+②				(日額:円) ③+④+⑤	(月額:円) 【B】	
要介護1	第1段階	670単位 (1,359円/日)	40,770	7,110	47,880	300	820	100	1,220	36,600	84,480
	第2段階					390	820		1,310	39,300	87,180
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	109,680
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	130,980
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	185,880
要介護2	第1段階	740単位 (1,501円/日)	45,030	7,110	52,140	300	820	100	1,220	36,600	88,740
	第2段階					390	820		1,310	39,300	91,440
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	113,940
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	135,240
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	190,140
要介護3	第1段階	815単位 (1,653円/日)	49,590	7,110	56,700	300	820	100	1,220	36,600	93,300
	第2段階					390	820		1,310	39,300	96,000
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	118,500
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	139,800
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	194,700
要介護4	第1段階	886単位 (1,797円/日)	53,910	7,110	61,020	300	820	100	1,220	36,600	97,620
	第2段階					390	820		1,310	39,300	100,320
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	122,820
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	144,120
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	199,020
要介護5	第1段階	955単位 (1,937円/日)	58,110	7,110	65,220	300	820	100	1,220	36,600	101,820
	第2段階					390	820		1,310	39,300	104,520
	第3段階①					650	1,310		2,060	61,800	127,020
	第3段階②					1,360	1,310		2,770	83,100	148,320
	第4段階					1,800	2,700		4,600	138,000	203,220

*利用者負担額は単位数×地域区分単価(野洲市=10.14円)で算出しています。計算上、数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目の内訳 (注:算定要件に該当しなくなった場合は、対象とならない月が発生します)

加算項目	1日料金	加算内容
看護体制加算Ⅰ(4単位)	8円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ(8単位)	17円/日	Ⅰの要件に加えプラス1名以上常勤の看護師を配置し、かつ協力病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ(18単位)	37円/日	基準を上回る夜勤職員配置をしている場合
日常生活継続支援加算(46単位)	94円/日	重度者と認知症高齢者が新規入所者の一定割合以上を占める、また入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ(40単位)	81円/月	入所者の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画の見直しや情報を活用している場合に算定

注1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ:1ヶ月の総単位数に介護職員処遇改善加算として8.3%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。

注2) 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ:1ヶ月の総単位数に介護職員特定処遇改善加算として2.7%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。

注3) 介護職員等ベースアップ等支援加算:1ヶ月の総単位数に介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。

□ 該当する場合にのみ加算対象となる項目

加算項目	金額	加算内容
科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位)	102円/月	入所者の状況に係る基本的な情報に加え疾病及び服薬の状況等も厚生労働省に提出し、計画、実行、評価、改善のサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を整えている場合に算定
初期加算(30単位)	61円/日	初めて入所した場合に30日以内の期間について算定。また、30日を超える入院の後に再び入所した場合も同様
安全対策体制加算(20単位)	41/日	当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合に、入所初日に限り所定単位数を算定する
経口維持加算Ⅰ(400単位)	812円/月	入所者に、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画にしたがい、食事の観察(ミールランド)を週3回以上行い、入所ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等をする。
口腔衛生管理加算(110単位)	223円/月	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活が営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。
外泊時費用(246単位)	499円/日	入所者が入院または居宅等へ外泊される場合は1か月に6日を限度とし通常の利用料にかわり算定する
療養食加算(6単位×3食)	37円/日	医師の発行する食事箋に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特殊な内容を有する食事を提供した場合
ADL維持加算Ⅰ(30単位)	61円/月	ADLについて入所者への評価を6ヶ月ごとに実施し、厚生労働省へ情報を提出している場合に加算する算定
栄養マネジメント強化加算(11単位)	23円/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な情報を活用している場合に算定する
褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位)	27円/月	継続的に褥瘡管理に関する情報を厚生労働省に提出し、適切かつ必要な情報を活用している場合に算定する
排泄支援加算Ⅰ(10単位)	21円/月	排泄介護が必要な入所者に支援計画を作成し、支援を継続して実施する
個別機能訓練加算Ⅰ(12単位)	25円/日	入所者の生活維持・向上を目的とした評価・計画・訓練を提供する事で算定する
個別機能訓練加算Ⅱ(20単位)	41円/月	個別機能訓練加算Ⅰの要件に加え、厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報を活用している場合に算定する
看取り介護加算		
死亡日以前31～45日以下(72単位)	146円/日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した入所者について、本人及び家族とともに医師、職員等が共同でその人らしさを尊重した看取り介護を行った場合
死亡日以前4～30日(144単位)	292円/日	
死亡日の前日・前々日(680単位)	1,379円/日	
死亡日(1,280単位)	2,596円/日	

□ その他の料金

項目	料金	項目	料金
理美容代	2,200円~/回	食事代 朝食	450円/食
複写物交付手数料(コピー代含む)	10円/枚	昼食	750円/食
電化製品持ち込み料(1台あたり)	55円/日	夕食	600円/食

～ ご利用料金表 ～

<令和6年4月1日現在>

○介護保険の自己負担割合が3割の方

負担段階	利用者負担額 (3割)				食費 (月額:円) ③	居住費 (月額:円) ④	おやつ代 (月額:円) ⑤	小計		30日 月額合計(円) 【A】+【B】					
	単位 (基本サービス費)	基本サービス費 (円) ①	加算分 ※1参照 (円) ②	(月額:円) 【A】 ①+②				(月額:円) ③+④+⑤	【B】						
要介護1	第1段階	670単位 (2,038円/日)	61,140	10,620	71,760	300	820	1,220	36,600	108,360					
	第2段階										390	820	1,310	39,300	111,060
	第3段階①										650	1,310	2,060	61,800	133,560
	第3段階②										1,360	1,310	2,770	83,100	154,860
第4段階	1,800	2,700	4,600	138,000	209,760										
要介護2	第1段階	740単位 (2,251円/日)	67,530	10,620	78,150	300	820	1,220	36,600	114,750					
	第2段階										390	820	1,310	39,300	117,450
	第3段階①										650	1,310	2,060	61,800	139,950
	第3段階②										1,360	1,310	2,770	83,100	161,250
第4段階	1,800	2,700	4,600	138,000	216,150										
要介護3	第1段階	815単位 (2,480円/日)	74,400	10,620	85,020	300	820	1,220	36,600	121,620					
	第2段階										390	820	1,310	39,300	124,320
	第3段階①										650	1,310	2,060	61,800	146,820
	第3段階②										1,360	1,310	2,770	83,100	168,120
第4段階	1,800	2,700	4,600	138,000	223,020										
要介護4	第1段階	886単位 (2,696円/日)	80,880	10,620	91,500	300	820	1,220	36,600	128,100					
	第2段階										390	820	1,310	39,300	130,800
	第3段階①										650	1,310	2,060	61,800	153,300
	第3段階②										1,360	1,310	2,770	83,100	174,600
第4段階	1,800	2,700	4,600	138,000	229,500										
要介護5	第1段階	955単位 (2,905円/日)	87,150	10,620	97,770	300	820	1,220	36,600	134,370					
	第2段階										390	820	1,310	39,300	137,070
	第3段階①										650	1,310	2,060	61,800	159,570
	第3段階②										1,360	1,310	2,770	83,100	180,870
第4段階	1,800	2,700	4,600	138,000	235,770										

*利用者負担額は単位数×地域区分単価(野洲市=10.14円)で算出しています。計算上、数円の誤差が生じる場合があります。

※1 加算対象となる項目の内訳 (注:算定要件に該当しなくなった場合は、対象とならない月が発生します)

加算項目	1日料金	加算内容
看護体制加算Ⅰ(4単位)	12円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ(8単位)	25円/日	Ⅰの要件に加えプラス1名以上常勤の看護師を配置し、かつ協力病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ(18単位)	55円/日	基準を上回る夜勤職員配置をしている場合
日常生活継続支援加算(46単位)	140円/日	重度者と認知症高齢者が新規入所者の一定割合以上を占める、また入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ(40単位)	122円/月	入所者の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画の見直しや情報を活用している場合に算定

- 注1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ: 1ヶ月の総単位数に介護職員処遇改善加算として8.3%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。
 注2) 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ: 1ヶ月の総単位数に介護職員特定処遇改善加算として2.7%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。
 注3) 介護職員等ベースアップ等支援加算: 1ヶ月の総単位数に介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%が加算されます(計算上、1日あたり数円の誤差が生じる場合があります)。

加算項目	金額	加算内容
科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位)	153円/月	入所者の状況に係る基本的な情報に加え疾病及び服薬の状況等も厚生労働省に提出し、計画、実行、評価、改善のサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を整えている場合に算定
初期加算(30単位)	92円/日	初めて入所した場合に30日以内の期間について算定。また、30日を超える入院の後に再び入所した場合も同様
安全対策体制加算(20単位)	61円/日	当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合に、入所初日に限り所定単位数を算定する
経口維持加算Ⅰ(400単位)	1,217円/月	入所者に、医師・管理栄養士・看護師等が共同で作成した栄養ケア計画にしたがい、食事の観察(ミールランド)を週3回以上行い、入所ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等をする。
口腔衛生管理加算(110単位)	335円/月	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活が営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。
外泊時費用(246単位)	749円/日	入所者が入院または居宅等へ外泊される場合は1か月に6日を限度とし通常の利用料金にかわり算定する
療養食加算(6単位×3食)	55円/日	医師の発行する食事線に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合
ADL維持加算Ⅰ(30単位)	92円/月	医師の発行する食事箋に基づき適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合
栄養マネジメント強化加算(11単位)	34円/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な情報を活用している場合に算定する
褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位)	40円/月	継続的に褥瘡管理に関する情報を厚生労働省に提出し、適切かつ必要な情報を活用している場合に算定する
排泄支援加算Ⅰ(10単位)	31円/月	排泄介護が必要な入所者に支援計画を作成し、支援を継続して実施する
個別機能訓練加算Ⅰ(12単位)	37円/日	入所者の生活維持・向上を目的とした評価・計画・訓練を提供する事で算定する
個別機能訓練加算Ⅱ(20単位)	61円/月	個別機能訓練加算Ⅰの要件に加え、厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報を活用している場合に算定する
看取り介護加算		
死亡日以前31～45日以下(72単位)	73円/日	排泄介護が必要な入所者に支援計画を作成し、支援を継続して実施する
死亡日以前4～30日(144単位)	146円/日	
死亡日の前日・前々日(680単位)	690円/日	
死亡日(1,280単位)	1,298円/日	

□ その他の料金

項目	料金	項目	料金
理美容代	2,200円~/回	食事代 朝食	450円/食
複写物交付手数料(コピー代含む)	10円/枚	昼食	750円/食
電化製品持ち込み料(1台あたり)	55円/日	夕食	600円/食